

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項
1 事業の概要

特別会計名： 舟形町簡易水道事業特別会計

事業名	山形県最上郡舟形町第1舟形簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和45年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	舟形町	職員数 (H22. 4. 1現在)	1
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	144.90 (21年度)	財政力指数	0.219 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	90.3 (21年度)	実質公債費比率 (%)	16.6 (22年度)
		将来負担比率 (%)	122.1 (21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容

旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容

該当なし

[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	舟形町簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	舟形町長 奥山知雄
既存計画との関係	ふながた改革推進プラン（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	舟形町ホームページ（3月議会説明予定）
基本方針	「ふながた改革推進プラン」に掲げる5つの項目について、着実に推進し、「みんなが幸せであるように」安全に安心して暮らしていただける、協働のまちづくりの実現を目指すため、経営健全化に取り組みます。 ※「ふながた改革推進プラン」に掲げる5つの項目 I 事務・事業の再編・整理・廃止・統合 II 民間委託の推進 III 定員管理及び給与の適正化 IV 出先機関の見直し V 経費節減等の財政効果

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本町の水道事業は、安全・安心で安定した飲料水供給の維持向上を図るため、これまで5期に及ぶ水道施設の建設や拡張、改良事業等に取り組み、ほぼ全域に水道が普及（普及率99.4%）し、町民生活の向上、社会経済の発展に大きな役割を果たしてきている。これまでも前述のとおり安全・安心で安定した飲料水を供給するための整備を実施してきており、現在は石綿管改修事業を行い石綿管の残存率は全体の9%までに減ってきている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金の徴収対策 ○経済状況が悪化してきているが、滞納整理をよりすすめる収納率の維持向上を図る。</p>
	<p>課 題 ② 民間的経営手法等の導入 ○施設等の維持管理業務の民間委託</p>
	<p>課 題 ③ 給与等削減 ○他事業（下水道等）職員を連携をとり、人件費の削減を図る。</p>
	<p>課 題 ④ 職員数削減 ○他事業（下水道等）職員を連携をとり、職員数の削減を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)
 (1) 収益的収支、資本的収支

区分		年度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)		
収益的 収支	収益的収入	1 総収入	161	147	139	153	157	151	122	120	119	117		
		(1) 営業収入	151	126	116	133	131	108	106	105	105	104	103	
		ア 料収入	121	119	115	113	113	107	105	104	103	103	102	
		イ 受託工事収入	27			19	16							
		ウ その他	3	7	1	1	2	1	1	1	1	1	1	
		(2) 営業外収入	10	21	23	20	26	44	16	15	15	15	14	
		ア 他会計繰入金	10	14	15	16	26	44	16	15	15	15	14	
		イ その他	7	7	8	4								
		2 総費用	122	114	105	129	127	125	89	88	88	86	85	
		(1) 営業費用	86	76	65	91	93	91	55	55	55	54	54	
ア 職員給与	13	13	18	18	18	9	9	9	9	9	9			
イ うち退職手当														
イ その他	73	63	47	73	75	82	46	46	46	45	45			
(2) 営業外費用	36	38	41	38	34	34	34	34	33	32	31			
ア 支払利息	36	38	37	34	33	33	32	32	31	30	29			
イ うち一時借入金利息														
3 収支差引 (A)-(D) (E)			33	33	24	24	30	26	33	32	33	32		
資本的 収支	資本的収入	1 資本的収入	251	17	40	66	71	54	61	62	62	62	62	
		(1) 地方平準化債	170		22	32	34	23	22	22	22	22	22	
		(2) 他会計補助金	11	17	18	21	24	21	29	29	30	30	30	
		(3) 他会計借入金												
		(4) 固定資産売却代金												
		(5) 国(都道府県)補助金	70											
		(6) 工事業負担金												
		(7) その他の												
		2 資本的支出	291	46	68	90	97	84	91	94	93	93	94	
		(1) 建設改良費	251			45	49	33	33	33	33	33	33	
(2) 地方債償還金	40	46	68	45	48	51	58	61	60	60	61			
(3) 他会計長期借入金返還金														
(4) 他会計への繰出金														
(5) その他の														
3 収支差引 (F)-(G) (I)			-29	-28	-24	-26	-30	-32	-30	-32	-31	-32		

(単位:百万円, %)

(単位:百万円, %)

区分	年度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収支再差引	(E)+(J)	-1	4	5	0	4	-3	3	0	2	0
積立金	(K)	13	3	2	0	5	4				
前年度からの繰越金	(L)	20	6	7	10	10	9	1	4	4	6
前年度繰上充用金	(M)										
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	6	7	10	10	9	1	4	4	6	6
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)										
実質収支	(P)	6	7	10	10	9	1	4	4	6	6
(N)-(O)	(Q)										
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	99	92	80	88	90	86	83	81	82	80
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金不足額	(R)										
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	124	126	116	114	115	108	106	105	104	103
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)										
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)										
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$										
他会計借入金残高	(W)										
企業業債現在高	(X)	1398	1352	1306	1293	1278	1250	1215	1178	1141	1103

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区分	年度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収益的収支分		8	14	15	16	17	44	16	15	15	14
うち基準内繰入金		8	14	15	16	16	14	16	15	15	14
うち基準外繰入金							30				
資本的収支分		11	17	18	21	24	21	29	30	30	30
うち基準内繰入金		11	17	18	21	24	21	29	30	30	30
うち基準外繰入金											
合計		19	31	33	37	41	65	45	45	45	44

(3) 経営指標等

(単位: %)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率* (%)	106	92	81	96	95	76	103	100	102	100
資本費 (円又は%)	122	136	144	140	145	149	161	166	164	166
総収支比率(法適用) (%)										
経常収支比率(法適用) (%)										
営業収支比率(法適用) (%)										
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	99	92	80	88	90	86	83	81	82	80
収益的収入分 (%)	6	10	11	10	10	29	13	13	13	12
うち基準内繰入金 (%)	6	10	11	10	10	9	13	13	13	12
うち基準外繰入金 (%)						20				
資本的収入分 (%)	4	100	45	32	36	39	48	48	48	48
うち基準内繰入金 (%)	4	100	45	32	36	39	48	48	48	48
うち基準外繰入金 (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事収益) × 100
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・ 料金回収率 (%) = 供給単価 / 給水原価 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100
- ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	安全・安定・安価な飲料水の供給を目指し、供給単価と給水原価のバランスを考慮し、全国・県内などの平均料金と比較し設定。
2 他会計繰入金の見込み	国の定める地方公営企業繰出金の基準内とする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	地震対策として管布設替えの基幹改良と病原性原虫対策としての施設の増補改良を国の補助事業で行う。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるよう記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項目	IIの課題番号	具体的内容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	④	平成17年度の機構改革による班体制により人件費の削減を図っている。目標(平成22年度)91名に対し、平成22年4月1日現在86名で進捗率266.7% 国・県・近隣自治体と比較して、是正を要するものを見直す。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当のあり方	③	国家公務員に併せて見直し済。地域手当の支給なし。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	国の行(二)給料表を基に国家公務員に併せて見直し済。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	平成18年4月1日より廃止済。
◇ 福利厚生事業のあり方	③	町単独では年1回職員の検診事業のみ。共済組合の福利厚生事業に参加。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	施設の維持管理業務委託を平成18年度に単年度契約し経費削減を図った。平成19年度には施設の維持管理業務委託を4年間の長期契約をし、更なる経費削減を図っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②	平成18年度から維持管理業務を民間委託している。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項目	IIの課題番号	具体的内容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		取支状況や他水道事業団体(全国・県内などの平均料金)との比較を考慮し料金設定。
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		ホームページにて公開。
○ 行政評価の導入		経営意識、説明責任の観点から、行政評価システムの導入により目標設定と進行管理及び町民への公表を行う。
4 その他	①	未納者に対して個別に納入相談を行い、納入計画をたてて計画に沿った納入を実施し収納率の向上を図る。また、経済状況の悪化による未納金が懸念されるので、納期限における未納金の早期回収で収納率の維持確保に努める。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

注2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除線外償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

注3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却取入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

注4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取り組み及び目標

課題	取り組み及び目標
1 経常経費の見直し	平成17年度の機構改革による班体制により、他事業（下水道等）職員との連携をとることで職員数及び人件費の削減を図る。 （平成22年度より1名減）
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	石綿管の改修により漏水による修繕費用が削減される。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成21年度繰越の経済危機対策事業などので平成22年度に限るものである。 1. 地域活性化・公共投資臨時交付金 ① 水道管橋梁添架架替 5,000千円 2. 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 ① 水道管橋梁添架架替 15,000千円 ② 遠方監視設備更新 10,000千円
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、各計画における各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づき計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(1) 水道事業【経費計画決定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前2年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算)	平成23年度 (計画前2年度) (決算)	平成24年度 (計画前3年度) (決算)	平成25年度 (計画前4年度) (決算)	平成26年度 (計画前5年度) (決算)
給水人口 (千人)	6.7	6.7	6.5	6.5	6.5	6.5	6.3	6.2	6.2	6.2
年間総有効水量 (千m)	623	617	573	565	563	560	555	550	545	540
公称送水能力 (m/日)	3565	3565	3565	3565	3565	3565	3565	3565	3565	3565
1日最大用水量 (m/日)	341.1	2488	2386	2186	2070	2000	2000	2000	2000	2000
最大稼働率 (%)	95.68	69.79	66.93	61.32	58.66	56.1	56.1	56.1	56.1	56.1
送給率価 (円/㎡)	194.72	192.4	199.98	200.99	200.11	190.78	188.99	189.09	188.99	188.89
給水原価 (円/㎡)	216.56	258.4	263.65	273.95	282.06	314.17	261.75	268.08	263.64	264.4

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「組合地区の標準・実施スケジュール」又は少なくとも「送給体制・実施スケジュール」を具体的に記入すること。

